平成２１年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市安富町長野378―１
破産者　槇本　麗子
１　決定年月日　平成22年５月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６号
秋田県南秋田郡五城目町字鵜ノ木88番地19
セジュール五城目Ⅰ―103号室
破産者　小松　忠治
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７９号
秋田県男鹿市船越字前野113番地27
破産者　中庭　知子
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７４号
福島市飯坂町十綱下12―４　昭和マンション飯坂703号　大関静江方、破産手続開始決定時の住所福島市南沢又字古舘１番地の３
破産者　齋藤　　徹
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
福島県郡山市富久山町久保田字本木５番地の４　コーポ竹内105号
破産者　高橋　早苗
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９３７号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町42番地１アイパル村田204号室、開始決定時の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄705番地の57
破産者　松浦　幸作
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町522番地23
破産者　竹田　雅彦
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町72番地６
破産者　竹田　和弘
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７号
長野県諏訪市湖岸通り１丁目17番８号、前住所長野県茅野市北山6937番地３
破産者　木村　茂富
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８１号
岐阜県下呂市森783番地22
破産者　安江工務店こと呉服の安江こと　安江　宏治
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
滋賀県近江八幡市西元町48番地
破産者　万里川一雄
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第８９５５号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘２番５号
破産者　山田　智裕
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８８号
山口市道場門前２丁目７番６―202号　コーポラス光
破産者　玉井　　豊
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
福岡県飯塚市阿恵98番地２、前住所福岡県飯塚市阿恵98番地１
破産者　麹丸　義春
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８４号
長崎県諫早市小船越町1197番地１、前住所長崎市矢上町412番地
破産者　岩頭　義文
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２０年（フ）第８６号
長崎県雲仙市国見町神代辛828番地
破産者　前田　靖智
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第７３０号
熊本県菊池市泗水町福本925番地12　ロイヤルステージ501号
破産者　武藤美奈子
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３１７号
宮崎県延岡市野地町１丁目3646番地
破産者　柳田　幸春
１　決定年月日　平成22年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１３７号
栃木県宇都宮市下平出町287番地２
破産者　鈴木　幸子
１　決定年月日　平成22年５月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係